

「足場」法改正に伴う関連商品

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。厚生労働省では、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。

足場の組立て等の作業に特別教育が必要です
(安衛則第36条 第39号)

資格者ヘルメット用ステッカー



NEW

816-T ●銀地つや消
φ40/ステッカー

作業主任者の職務 450×300/SCボード(1mm)

足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具・工具並びに安全带・保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業のやり方と作業員の配置をきめ、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全带・保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏 名

90

足場組立等作業主任者 (正) (副)



ケースサイズ
90×127mm

職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具・工具並びに安全带・保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業のやり方と作業員の配置をきめ、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全带・保護帽の使用状況を監視すること。

90-A ●写真ケース付

作業の必要上、手すり等を取り外す場合は、関係労働者以外立ち入りを禁止し、作業終了後は直ちに元に戻さなければなりません
(安衛則第563条)

吊下げ標識



SK-553
670×350/ポリエチレン(0.5mm厚)



SK-901 ●片面タイプ
760×370/帆布+塩ビ(0.5mm厚)

作業名・作業者名・立入禁止期間を
記入した用紙をご使用ください。



※ホームページからエクセル
データをダウンロードできます。

資格・選任者一覧表

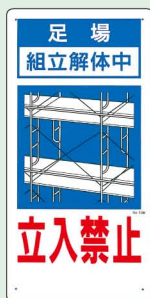
| 作業名 | 資格 | 選任者 |
|---------------------|----|-------|
| 地山の掘削作業 | なし | 作業主任者 |
| 土止め・支保工作業 | なし | 作業主任者 |
| ずい道等の掘削作業 | なし | 作業主任者 |
| ずい道等の覆工作業 | なし | 作業主任者 |
| 採石のための掘削作業 | なし | 作業主任者 |
| 型枠支保工の組立て等作業 | なし | 作業主任者 |
| 足場の組立て等作業 | なし | 作業主任者 |
| 建築物等の鉄骨の組立て等作業 | なし | 作業主任者 |
| 木造建築物の組立て等作業 | なし | 作業主任者 |
| コンクリート造の工作物の解体等作業 | なし | 作業主任者 |
| 鋼橋・架設等の作業 | なし | 作業主任者 |
| コンクリート橋架設等の作業 | なし | 作業主任者 |
| 橋・吊り橋・橋脚・橋りょうの架設等作業 | なし | 作業主任者 |
| 基礎工事用 運転業務 | なし | 運転者 |

P-2 ●ポスター
B2 (728×515)/コート紙

ボード標識 600×300/SCボード(1mm)



13



13-B



13-C

建設作業に必要な資格、選任者等一覧表

| 作業名 | 免許 | 技能講習 | 特別教育 | 選 |
|---------------------|----|------|------|-------|
| 地山の掘削作業 | | | | 作業主任者 |
| 土止め・支保工作業 | | | | 作業主任者 |
| ずい道等の掘削作業 | | | | 作業主任者 |
| ずい道等の覆工作業 | | | | 作業主任者 |
| 採石のための掘削作業 | | | | 作業主任者 |
| 型枠支保工の組立て等作業 | | | | 作業主任者 |
| 足場の組立て等作業 | | | | 作業主任者 |
| 建築物等の鉄骨の組立て等作業 | | | | 作業主任者 |
| 木造建築物の組立て等作業 | | | | 作業主任者 |
| コンクリート造の工作物の解体等作業 | | | | 作業主任者 |
| 鋼橋・架設等の作業 | | | | 作業主任者 |
| コンクリート橋架設等の作業 | | | | 作業主任者 |
| 橋・吊り橋・橋脚・橋りょうの架設等作業 | | | | 作業主任者 |
| 基礎工事用 運転業務 | | | | 運転者 |

